

I 部 大気環境常時監視

環境基準が設定されている、硫黄酸化物、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び関連した物質として一酸化窒素、非メタン炭化水素、メタンの自動観測装置による365日24時間行っている常時監視の結果を報告する。

	項目名	記載概要
1	大気環境常時監視の概要	
1-1	常時監視測定局の設置状況	平成27年度における常時監視測定局の一覧
1-2	常時監視測定局の配置図	測定局配置図
1-3	大気情報管理システム	ネットワーク構成図
1-4	常時監視測定機器の整備状況	市町村別機器整備状況
1-5	測定方法	大気汚染物質及び気象の測定方法
1-6	大気汚染に係る環境基準と評価について	環境基準と評価方法
2	常時監視測定結果	
	以下の項目については概ね右記の項目を記載している。	
2-1	二酸化硫黄(SO ₂)	(1) 地理的分布
2-2	二酸化窒素(NO ₂)	(2) 月平均値の経月変化
2-3	一酸化窒素(NO)	(3) 年平均値の経年推移
2-4	光化学オキシダント(Ox)	(4) 環境基準の達成状況
2-5	一酸化炭素(CO)	(5) 緊急時発令等の状況
2-6	浮遊粒子状物質(SPM)	(6) 年平均値等の濃度上位局
2-7	微小粒子状物質(PM _{2.5})	PM _{2.5} については、成分分析の結果を記載している。一酸化窒素、炭化水素については、環境基準が定められていないため、環境基準の達成状況は記載していない。非メタン炭化水素については指針値の達成状況を記載している。
2-8	炭化水素(NMHC、CH ₄)	

地域	市町	No	測定局	用途地域	所在地	測定場所	風向風速計の高さ (m)	採気口の 高さ (m)	測定項目											県設置			
									二酸化炭素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	雨量	テレメータ接続				
君津	君津市	71	君津久保	商住	久保2-11	市北側車庫敷地内	8	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		72	君津坂田	住	坂田518	坂田共同調理場	9	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		73	君津宮下	住	宮下1-4-1	周南中学校	10	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		74	君津人見	工	人見1154	測定局用地	10	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		75	君津俵田	未	俵田1110	小櫃中学校	20	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		76	君津糠田	未	糠田55	小糸公民館	7	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		77	富津下飯野	住	下飯野1135	富津中学校	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北総	香取市	78	香取府馬	未	府馬3429-4	府馬小学校	11	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		79	香取大倉	未	大倉2147-3	落文神社蹟向かい市有地	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		80	香取新島	未	佐原4428	新島中学校	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		81	香取羽根川	住	羽根川55-5	小見川市民センター	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		82	銚子栄*1	住	栄町2-2-1	海浜健康福祉センター	10	5	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
成田	成田市	83	成田大清水	未	大清水23-2	遠山中学校	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		84	成田幡谷	未	幡谷934-2	久住体育館	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		85	成田加良部	住	加良部5-11	西中学校	16	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		86	成田奈土	未	奈土1044	奈土公民館	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
87	芝山山田	未	山田1065	芝山町多目的広場	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
印旛	印西市	88	印西高花	住	高花1-3	船穂中学校	11	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		89	我孫子湖北台	住	湖北台4-3-1	湖北台東小学校	9	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		90	白井七次台	住	七次台3-22	野口台児童公園	12	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		91	栄安食台	住	安食台4-34-1	安食台小学校	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
九十九里	匝瑳市	92	匝瑳椿	未	椿969-1	椿海児童公園	12	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		93	横芝光横芝	未	横芝1800	横芝小学校	12	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		94	八街市八街	住	八街3208-106	八街中央公園	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		95	東金堀上	住	堀上111	東金中学校	12	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
美濃	長生町	96	茂原高師	未	高師1247-6	茂原高校脇	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		97	一宮東浪見	未	東浪見1516-2	東浪見小学校	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		98	勝浦小羽戸	未	小羽戸58-2	北中学校	9	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		99	館山亀ヶ原	未	亀ヶ原754	安房農業改良普及センター跡地	20	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
総務	館南町	100	館南下佐久間	未	下佐久間3458	館南町役場	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		101	銚子唐子*2	住	唐子町371-2	銚子中学校	10	5	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		

*1: 銚子栄は平成27年12月から測定開始。 *2: 銚子唐子は平成27年10月まで測定。

年度当初	68	100	4	92	98	43	40	98	53	10	20	92	32
年度末	64	100	4	90	98	43	40	98	55	9	20	92	32

表1-2 (イ)平成27年度における常時監視測定局の一覧(自排局)(表中の地域は光化学スモッグ注意報の発令地域名)

地域	市町	No	測定局	用途地域	所在地	測定場所	近傍道路	風向風速計の高さ (m)	採気口の 高さ (m)	測定項目											県設置		
										二酸化炭素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	雨量	テレメータ接続			
野田	野田市	1	野田宮崎(車)	未	宮崎新田137-1	中央の社緑地	国道16号	15	5	○	○	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	流山岩葉台(車)	住	西初石2-38-15	市有地	常磐自動車道	10	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	柏旭(車)	住	旭町3-831-35	東葛飾高校脇	国道6号		-	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		4	柏西原(車)	住	西原2-11-25	西原測定局	常磐自動車道		-	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	柏大津ヶ丘(車)	住	大津ヶ丘2-1	大津ヶ丘中央公園	国道16号		12	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	松戸上本郷(車)	商	上本郷2234-5	北松戸駅前	国道6号・市道21号線		4	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
葛	市川市	7	市川市市川(車)	商	市川2-33-6	市川こども館	国道14号	-	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		8	市川行徳(車)	住	末広1-1-48	第七中学校	県道市川浦安線	-	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		9	市川若宮(車)	住	若宮3-5-14	若宮小学校	国道市川印西線	-	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		10	浦安美浜(車)	住	美浜4-6	美浜東第三児童公園	国道357号・首都高速湾岸線	15	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		11	船橋海神(車)	準工	海神町3-399-1	NEXCO東日本所有地	国道14号・京葉道路	12	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		12	船橋日の出(車)	準工	日の出11-16	東関東自動車道路高架下	国道357号・東関東自動車道	18	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		13	鎌ヶ谷初富(車)	その他	初富924-6	市制記念公園	国道464号	9	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		14	八千代村上(車)	住	村上3103	水資源機構	国道296号	9	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		15	習志野市	住	秋津4-20	秋津総合運動公園	国道357号・東関東自動車道	12	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		千葉	千葉市	16	千葉千葉港(車)	商	中央区千葉港1-1	千葉市役所	国道357号・市道千葉港黒砂台線	18	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	千葉千草台(車)			住	稲毛区千草台2-1359-1	都市再生機構所有地	京葉道路・国道16号バイパス	-	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	千葉中央(車)			商	中央区中央2-1-1	霞川公園	市道中央赤井町線	-	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	千葉宮野木(車)			住	花見川区宮野木台4-521-1	宮野木緑地公園	東関東自動車道	18	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	千葉真砂(車)			商	美浜区真砂5-1	真砂第四公園	国道14号・東関東自動車道	18	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	佐倉山王(車)			住	山王2-37-4	根郷中学校	東関東自動車道	8	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市原	市原市	22	市原五井(車)	住	五井2446-1	旭硝子所有地	市道5号線・市道12号線	15	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		23	袖ヶ浦福玉台(車)	住	福玉台4-10-4	消防本部	国道16号	10	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		24	袖ヶ浦大曾根(車)	その他	大曾根1990	袖ヶ浦中学校給食センター	館山自動車道	11	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		25	木更津西(車)	住	請西2-1-24	消防団詰所	国道16号・市道221号線	10	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
君津	木更津市	26	木更津牛袋(車)	その他	牛袋591-2	井見交差点南西側県有地	東京湾アクアライン連絡道	12	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		27	成田花崎(車)	住	花崎町789-4	市役所前交差点市有地	国道51号	10	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

*野田宮崎(車)は、国設局、同局の微小粒子状物質は千葉県においては環境基準の評価の対象としていない。
野田宮崎(車)、千葉市の内は環境省が行っている属性調査における測定局名

年度当初	2	27	21	0	26	8(9*)	13	20	4	0	1	25	7
年度末	2	27	21	0	26	8(9*)	13	19	3	0	1	25	7

- (注)1. 測定項目欄の○は年度末に測定して有効測定となった項目を、●は有効測定とならなかった項目を示す。△は年度中に廃止した有効測定となった項目を、▲は有効測定とならなかった項目を示す。□は年度途中に開始し有効測定となった項目を、■は有効測定とならなかった項目を示す。
2. 有効測定とは、微小粒子状物質は250日以上、オキシダントは3750時間(日中(5時から20時))以上、他の項目は6000時間以上の測定。
3. 用途地域

略名	該当地域
住	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、注)に該当するもの
商	同号の用途地域のうち「近隣商業地域」及び「商業地域」
準工	「準工業地域」
工	「工業地域」
未	都市計画法第8条第1項第1号、第7号及び第9号のいずれにも該当しない地域
その他	上記のいずれにも該当しない地域

注)「第1種低層住居専用地域」「第2種低層住居専用地域」「第1種中層住居専用地域」「第2種中層住居専用地域」「第1種住居地域」「第2種住居地域」及び「準住居地域」

1-2 常時監視測定局の配置

常時監視測定局の配置を図1-2-1に示した。地図中の名称は市町名を除いた略名である。

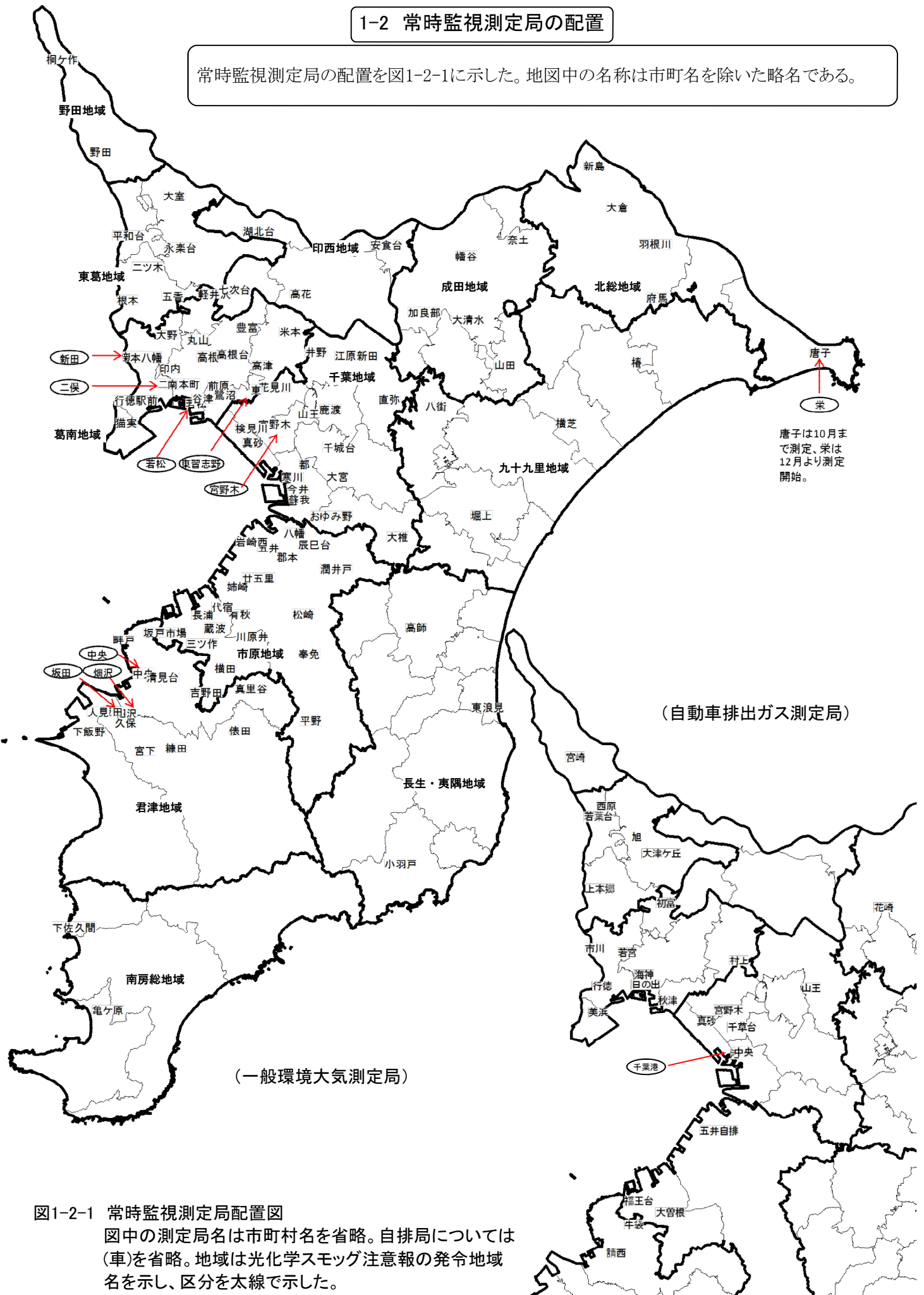


図1-2-1 常時監視測定局配置図

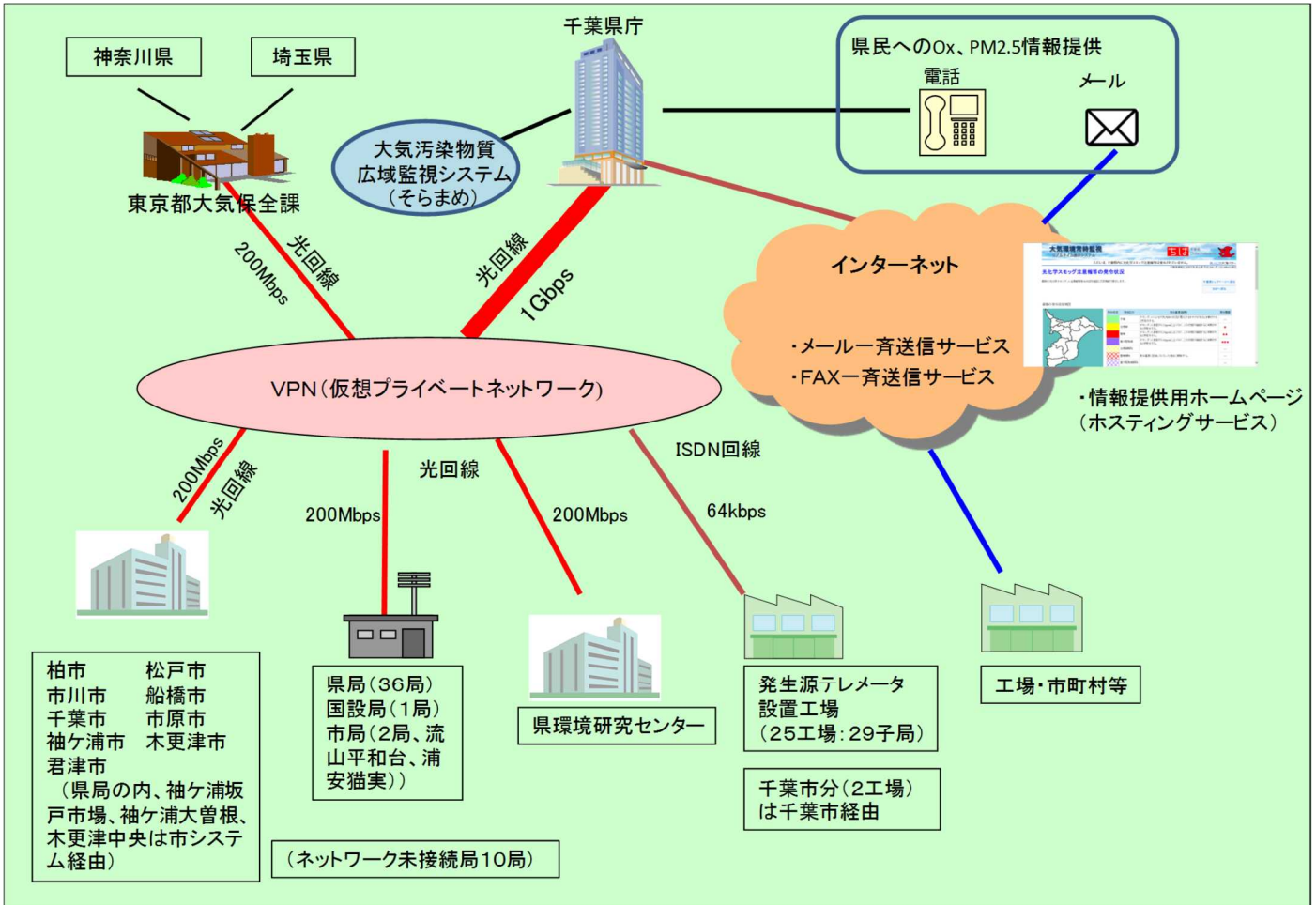
図中の測定局名は市町村名を省略。自排局については(車)を省略。地域は光化学スモッグ注意報の発令地域名を示し、区分を太線で示した。

1-3 大気情報管理システム

千葉県の常時監視測定局127局のうち117局については環境監視テレメータシステムにより、オンラインで県の大気情報管理室に接続され集中監視をしている。なお、柏市、松戸市、市川市、船橋市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市については各市単独の環境監視テレメータシステムを整備している。

本システムによって、光化学スモッグ注意報の発令、PM2.5の注意喚起、県民への情報提供(ホームページ、メール)も行っている。

千葉県大気情報管理システム ネットワーク構成図



大気環境常時監視測定局(八街市八街局)



監視システム操作端末



1-4 常時監視測定機器の整備状況

県下の常時監視測定局の測定機器の整備状況は、表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 常時監視測定機器整備状況(平成27年度)

ア. 一般局

地域	市町	測定局数	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射	雨量	テレメータ接続局数	県設置局数
野田	野田市	2	1	2	0	2	2	1	1	2	2	0	0	2	2
東葛	流山市	1	1	1	0	1	1	1* ¹	1	1	1	0	0	1	0
	柏市	2	2	2	0	2	2	2	1	2	2	0	1	2	0
	松戸市	3	3	3	0	3	3	1	2	3	1	1	1	3	0
葛南	市川市	5	3	5	0	3	5	2	1	5	1	1	1	5	0
	浦安市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0
	船橋市	8	3	8	0	8	8	2	4	8	2	0	0	8	0
	鎌ヶ谷市	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1
	八千代市	2	1	2	0	2	2	1	0	1	2	0	0	1	1
	習志野市	3	2	3	0	1	3	1	1	3	2	1	1	1	1
千葉	千葉市	13	9	13	0	11	13	7	8	13	4	1	0	13	0
	四街道市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1
	佐倉市	3	1	3	0	3	1	1	1	3	3	0	0	1	1
市原	市原市	12	12(9)	12	1	12(10)	12	7	3	12	3(2)	3(2)	8	12	1
	袖ヶ浦市	8	6(5)	8	0	8	8	1	4	8	3(4)	1	4	8	1
君津	木更津市	5	3	5	0	4	5	1	1	5	1	0	0	5	1
	君津市	6	6	6	0	5	6	1	0	5	4	1* ²	4* ²	6	1
	富津市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1
北総	香取市	4	4	4	0	4	4	1	1	4	3	0	0	3	3
	銚子市	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
成田	成田市	4	4	4	2	4	4	1	3	4	3	1	0	2	2
	芝山町	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
印西	印西市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1
	我孫子市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1
	白井市	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1
	栄町	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1
九十九里	匝瑳市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1
	横芝光町	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0(1)	0	0	1	1
	八街市	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1
	東金市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0(1)	0	0	1	1
長生・夷隅	茂原市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1
	一宮町	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	勝浦市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1
南房総	館山市	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1
	鋸南町	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1
年度当初		100	68	100	4	92	98	43	40	98	53	10	20	92	32
年度末		100	64	100	4	90	98	43	40	98	55	9	20	92	32
年度当初県設置		32	19	32	0	32	32	20	14	32	27	1	0	32	32
年度末県設置		32	19	32	0	32	32	20	14	32	29	1	0	32	32

表中の数値は年度当初の状況、()内は年度途中で変更した場合の年度末の状況

*¹:流山市の微小粒子状物質は県設置機器、*²:君津市(君津久保局(県局))の日射計、雨量計は市設置機器

イ. 自排局

地域	市町	測定局数	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射	雨量	テレメータ接続局数	県設置局数
野田	野田市	1		1	1		1	1*	1	1	1			1	
東葛	流山市	1		1	1		1			1					
	柏市	3		3	2		2	1	1	1				3	
	松戸市	1		1	1		1	1		1				1	
葛南	市川市	3		3	3		3	1	1					3	
	浦安市	1		1	1		1			1				1	1
	船橋市	2		2	2		2	1	2	2	1			2	
	鎌ヶ谷市	1		1	1		1			1(0)				1	1
	八千代市	1		1	1		1			1				1	1
	習志野市	1		1			1	1	1	1	1(0)				
千葉	千葉市	5		5	3		5	2	5	3	1			5	
	佐倉市	1		1	1		1			1				1	1
市原	市原市	1	1	1	1		1		1	1				1	
	袖ヶ浦市	2	1	2	2		2		1	2			1	2	1
君津	木更津市	2		2			2			2				2	1
成田	成田市	1		1	1		1	1		1				1	1
年度当初		27	2	27	21	0	26	8[9*]	13	20	4	0	1	25	7
年度末		27	2	27	21	0	26	8[9*]	13	19	3	0	1	25	7
年度当初県設置		7	0	7	6	0	7	1	0	6	0	0	0	7	7
年度末県設置		7	0	7	6	0	7	1	0	5	0	0	0	7	7

表中の数値は年度当初の状況、()内は年度途中で変更した場合の年度末の状況

*野田市の微小粒子状物質は国設局。千葉県においては環境基準の評価対象としていない。

1-5 測定方法

大気汚染物質及び気象の測定方法を表1-5-1に示した。

表1-5-1 大気汚染物質及び気象の測定方法

測定項目		測定方法	記録表示	測定単位(時間値)	備考
大気汚染物質	二酸化硫黄(SO ₂)	紫外線蛍光法、溶液電導率法	1時間積算濃度	ppm単位で小数点以下第3位までとる。	
	一酸化窒素(NO) 二酸化窒素(NO ₂)	化学発光法、吸光光度法	1時間積算濃度	ppm単位で小数点以下第3位までとる。	
	光化学オキシダント(O _x)	紫外線吸収法	瞬間濃度、1時間積算濃度	ppm単位で小数点以下第3位までとる。	
	浮遊粒子状物質(SPM)	β線吸収法	1時間積算濃度	mg/m ³ 単位で小数点以下第3位までとる。	
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	β線吸収法、β線吸収法+光散乱法ハイブリッド	1日積算濃度	μg/m ³ 単位で小数点以下第1位までとる。	
	炭化水素(HC)	ガスクロマトグラフを利用した直接法	1時間積算濃度	ppmC単位で小数点以下第2位までとる。	
	一酸化炭素(CO)	非分散型赤外分析法	1時間積算濃度	ppm単位で小数点以下第1位までとる。	
気象	風向(WD) 風速(WV)	プロペラ式、超音波式	正時前の10分間連続平均値	風向は16方位 風速はm/s単位で小数点以下第1位までとる。	風速0.2m/s以下はcalm(静穏)、市によっては0.4m/s以下
	温度(T)	白金抵抗式	瞬間値	℃単位で小数点以下第1位までとる。	
	湿度(HUM)	静電容量式	瞬間値	%単位で整数とする。	
	日射量(TSR)	エプリー型差温式	1時間積算値	MJ/m ² 単位で小数点以下第2位までとる。	
	放射収支量(DR)	熱電堆方式	1時間積算値	MJ/m ² 単位で小数点以下第2位までとる。	
	雨量(RF)	転倒ます式	1時間積算値	mm単位で小数点以下第1位までとる。	

1-6 大気汚染に係る環境基準と評価について

1-6-1 環境基準

表1-6-1に大気汚染に係る環境基準を示した。また、常時監視測定結果を基に、環境基準への適合状況を評価する、短期的評価と長期的評価について示した。

表1-6-1 大気汚染に係る環境基準等

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
非メタン炭化水素 (NMHC)	6時から9時の平均値が0.20～0.31ppmCを超えないこと。(指針値)	ガスクロマトグラフを利用した直接法

1-6-2 評価方法

環境基準の評価は、①1時間または1日を通した測定結果に係る短期的評価、②年間を通した測定結果に係る長期的評価で行っている。評価方法について表1-6-2に示した。

表1-6-2 環境基準の評価方法

物質名	短期的評価の達成条件	長期的評価の達成条件	有効測定局
二酸化硫黄	1時間値が0.1ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppm以下であること。	2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が2日連続して0.04ppmを超えないこと。	年6000時間以上測定
浮遊粒子状物質	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であり、かつ日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること。	2%除外値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ日平均値が2日連続して0.1mg/m ³ を超えないこと。	
一酸化炭素	8時間平均値が20ppm以下、かつ日平均値が10ppm以下であること。	2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が2日連続して10ppmを超えないこと。	
二酸化窒素		98%値が0.06ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		昼間(6～20時) 3750時間以上
微小浮遊粒子状物質		年平均値が15 μg/m ³ 以下(長期基準)であり、かつ98%値が35 μg/m ³ 以下(短期基準)であること	有効測定日数 250日以上

有効測定日:1日のうち欠測が4時間を超えない日

98%値:1年間に得られたすべての日平均値を低い順に並べて、有効測定日数の98%目に該当する日平均値(有効測定日365日の場合、358番目にあたる値。)

2%除外値:1年間で得られたすべての日平均値を高い順に並べて、有効測定日数の2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(有効測定日数365日の場合、7個の値を除くので、8番目の値(98%値と同じになる。))